

議案第11号

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条により改正された国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が施行されることに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業運営協議会」に改める。

第1条中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 国民健康保険事業運営協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「国民健康保険事業運営協議会」に改め、同条各号列記以外の部分中「法第11条の規定による国民健康保険運営協議会（）」を「国民健康保険事業運営協議会（法第11条第2項に定める協議会をいう。）」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 国民健康保険運営協議会委員の項中「国民健康保険運営協議会委員」を「国民健康保険事業運営協議会委員」に改める。